

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る仕様書

1 件名

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（その1）

2 貸付物件

別紙「貸付物件一覧表（その1）」のとおり。 ※ 物件番号ごとに募集する。

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。また、契約の更新は認めないこととする。

4 自動販売機の設置日及び撤去日

貸付期間の初日及び末日が施設の休館日になる場合は、郡山市は、設置事業者と自動販売機の設置日及び撤去日を協議し、決定するものとする。

5 その他

- (1) 物件番号04-01-06（郡山市障害者福祉センター及び郡山市花かつみ豊心園）に設置する自動販売機の販売価格は、標準小売価格から30円程度安価に設定すること。
- (2) 物件番号04-01-09（郡山市熱海多目的交流施設）の入札に当たっては、同施設内に磐梯熱海観光物産館が併設されており、飲料水を含む特産品等が販売されていることに留意すること。
- (3) 物件番号04-01-19（郡山駅西口駐車場）のうち、3階エレベーターホールに設置する自動販売機、物件番号04-01-20（久留米地域公民館）、物件番号04-01-21（赤木地域公民館）、物件番号04-01-23（桃見台地域公民館及び郡山市大成地域公民館）に設置する自動販売機については、物件調書記載の貸付面積を確認の上、設置可能な薄型の機種とすること。
- (4) 物件番号04-01-26（郡山市立美術館）、物件番号04-01-27（郡山市中央図書館）に設置する自動販売機で販売する飲料の容器は、蓋付のもののみとすること。
- (5) その他の事項については、別紙「物件調書」及び「共通仕様書」とおりとする。
- (6) 付加機能に災害救援機能を搭載した自動販売機については、別紙「特記仕様書」とおりとする。
- (7) 契約に当たっては、別紙「公有財産有償貸付契約書」の内容を遵守すること。
- (8) 不明な点については、郡山市財務部公有資産マネジメント課（電話：024-924-2051）まで問い合わせること。